

次の感染症危機に備えた取組の進捗状況について（水際対策）

厚生労働省 健康・生活衛生局
感染症対策部 企画・検疫課

次の感染症危機に備えた水際対策に係る取組の進捗状況について（概要）

新型コロナ対応の課題

- 隔離・停留等に使用する宿泊施設等の不足
- 必要な検査が円滑に確保されるよう、検査体制を抜本的に強化することが必要
- 水際対策は、国内体制を整備するまでの時間を確保するための措置でもあることを踏まえ、対策の実効性を確保することが必要

※ 2022年6月15日 新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議「新型コロナウイルス感染症へのこれまでの取組を踏まえた次の感染症危機に向けた中長期的な課題について」の内容から記載

政府行動計画の記載（抜粋）

（第5章 水際対策 第1節（2））より抜粋

- 国は、検疫法に基づく隔離、停留や施設待機で用いる医療機関、宿泊施設や搬送機関と協定等を締結するとともに、（略）当該協定等は、毎年適切に内容を確認し、必要に応じ更新する。（1-1③）
- 国は、個人防護具等の備蓄、施設確保及び検査実施能力に係る目標値を定め、定期的にこれらの状況を確認（モニタリング）する。（1-1②）
- 国は、（略）有事に備えた訓練の実施を通じて、平時から医療機関や都道府県等との連携を強化する。（1-3）
- 国は、（略）出国予定者に対し、収集した情報を分かりやすく提供・共有し、注意喚起を行う体制を構築する。（1-2②）

主な取組の進捗状況

（1）新型インフルエンザ等感染症発生時に備えた体制整備の状況について、

- 隔離・停留・待機要請のため、協定等を締結し、有事に対応できる水準として定めた数を満たす医療機関189機関、宿泊施設約2.6万室を確保
- 検疫所において、有事に対応できる水準として定めた数を満たす、1日あたり約1,600件のPCR検査が可能な体制を確保
- 検疫所において、概ね1か月の水際対策に必要な数量の個人防護具を備蓄

（2）水際対策訓練について、

- 各検疫所において有事を想定した検疫感染症措置訓練を実施し、医療機関や都道府県等との連携を強化

（3）海外渡航者への情報提供について、

- 海外渡航者向けウェブサイト「FORTH」による感染症の流行状況及び注意喚起の情報発信等

隔離・停留・待機要請のための協定締結状況等 検疫所における検査能力の確保状況 検疫所における個人防護具の備蓄状況

隔離・停留・待機要請のための協定締結状況等

(令和8年1月1日時点の締結状況)

- 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、
 - ✓ 隔離・停留のため入院を委託する医療機関 189機関と協定を締結
 - ✓ 停留・待機要請のため、宿泊施設と協定を締結し、客室等を約2.6万室を確保
 - ✓ 各検疫所において患者等の移送能力を超えた場合に備え、民間救急等と協定を締結し、42機関を確保
- し、有事に対応できる体制を構築している。

検疫所における検査能力の確保

(令和8年1月1日時点の検査体制確保状況)

- 検疫所において、検疫措置を適切に行うため、検査体制を集約化した主要5空港(成田・羽田・中部・関空・福岡)において、有事に対応できる水準として定めた数を満たす、1日あたり約1,600件のPCR検査が可能な体制を確保するとともに、流行初期段階の対応として12か所の地方衛生研究所と協定を締結するなどにより、有事に備えた検査体制を確保

検疫所における個人防護具の備蓄状況

- 検疫所において、概ね1か月の水際対策に必要な数量の個人防護具を備蓄

(令和8年1月1日時点の備蓄状況)

サージカルマスク約24万枚、N95マスク約2.8万枚、アイソレーションガウン約2.2万枚、フェイスシールド約2.4万枚、非滅菌手袋約73万枚

水際対策訓練について

毎年度、成田空港検疫所をはじめとする全ての検疫所において、次なる感染症危機に備え、有事を想定した検疫感染症措置訓練を実施することとしており（令和7年度は、令和8年2月1日時点で海港27か所、空港21か所で実施済）、医療機関や都道府県等との連携を強化した。

成田空港検疫所（中東呼吸器症候群（MERS））

- ▶ 令和7年11月27日に、中東呼吸器症候群（MERS）に感染したおそれのある者が搭乗している航空機が成田空港に到着したという想定のもと、機内検疫の実施、疑い患者の対応等の検疫措置から保健所に疑似症患者を引き継ぐまでの現場対応訓練を実施し、各関係機関との連携体制を確認

参加機関：東京出入国在留管理局成田空港支局、東京税関成田税関支署、東京航空局成田空港事務所、千葉県健康福祉部、千葉県衛生研究所、印旛保健所、成田市役所、成田市消防本部、協定締結医療機関、全日本空輸株式会社成田空港支店、日本航空株式会社成田空港支店 ほか



機内検疫での患者への対応

横浜検疫所（鳥インフルエンザ（H5N1））

- ▶ 令和7年12月11日に、鳥インフルエンザ（H5N1）に感染したおそれのある者が乗船している客船が横浜港に入港するとの想定のもと、検疫の実施にかかる関係機関との連携を机上訓練により確認するとともに、横浜市医療局との患者搬送にかかる調整、患者の診察及び船外搬出を会議室で模擬的に実施した。

参加機関：横浜税関、関東運輸局海上安全環境部、横浜市港湾局、横浜市消防局、横浜市医療局、神奈川県健康医療局保健医療部、神奈川県くらし安全防災局防災部 ほか



臨船検疫における患者の搬送

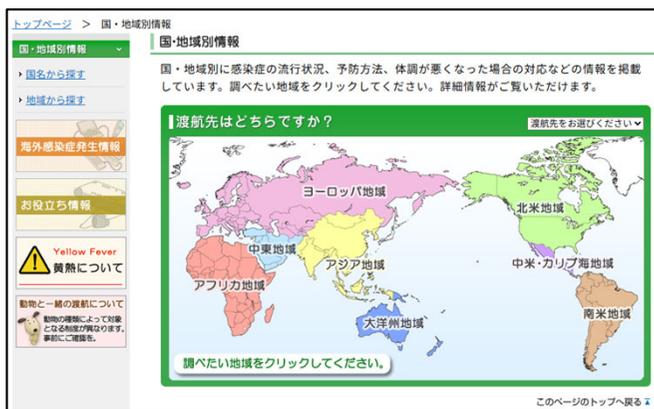
海外渡航者への情報提供について

海外渡航者向けウェブサイト「FORTH」での情報提供

- ▶ 世界各地の感染症情報を収集・分析し、海外渡航者向けにウェブサイト「FORTH」で、渡航地や目的に応じ、検疫感染症の流行状況及び注意喚起を行っている。また、狂犬病等の健康上問題となる感染症に関する注意喚起や、黄熱の予防接種証明書要求国及び渡航者向け予防接種を実施している国内の医療機関の紹介等も行っている。



「FORTH」トップ画面



「FORTH」内の国・地域別の感染症情報ページ

空港等における注意喚起

- ▶ 空港等において、ポスターの掲示やリーフレットを配布し、出入国者に対して、海外での感染症の流行状況や対応などについて情報提供・注意喚起を実施している。
- ▶ 令和7年度においては、ニパウイルス感染症、マールブルグ熱、中東呼吸器症候群（MERS）、チクングニア熱等の発生を受け、JIHS等と連携し、注意喚起を行った。

インドの一部地域において ニパウイルス感染症が発生しました

西ベンガル州において発生が報告されています。

ニパウイルス感染症とは

症状
潜伏期間は通常4日から14日程度で、発熱や筋肉痛などの症状が出始め、重症化すると意識障害などを併発し死を発生させることがあります。致死率は40〜75%と推定されています。

感染経路

- 感染動物(コウモリやブタなど)との接触
- 感染動物の唾液や尿などで汚染された食物(ナツメヤシの樹液のジュースや果実)の摂取
- 患者の血液や体液との接触

海外では、ほぼ毎年インドやバングラデシュ等で患者が報告されていますが、日本国内での発生は報告されていません。

検査所からのお知らせ

- ✓ オコウモリやブタとの直接的な接触を避けましょう。
- ✓ 生のナツメヤシの樹液や動物が食べた可能性がある果物等の摂取は避けましょう。
- ✓ 感染動物の唾液などで汚染されている可能性があります！
- ✓ 帰国時に体調に異状がある方は検査官にお申し出ください。

その他、海外での感染症流行状況についてはこちら

海外で健康に過ごすために

FORTH

厚生労働省 検査所

エチオピアにおいて マールブルグ病発生中!

エチオピア
南エチオピア州
エチオピア
患者が発生しています。

感染経路
コウモリとの接触や、感染者(遗体含む)の血液や体液等との接触

主な症状
3〜10日の潜伏期間の後、突然の高熱、頭痛、筋肉痛、発疹、関節痛などに続き、嘔吐、下痢が現れ、重症化すると中枢神経症状や体のいろいろな部分からの出血を生じ、死に至ることもあります。

現地に渡航された方で気になる症状がある方は、検査官にご相談ください。

この病気に対する確立された治療法やワクチンは、今のところありません。流行地域や動物(特にコウモリ)に近づかないことが重要です。

感染した人の血液や体液、これらに汚染された可能性のあるもの、動物(死体を含む)に触らないでください。

詳しくは

検査所ホームページ FORTH マールブルグ病

厚生労働省 検査所

中東呼吸器症候群 (MERS) が発生しています!

ラクダとの接触に十分ご注意ください!

中東呼吸器症候群(MERS)とは?

ラクダはMERSウイルスを持っていることがあります!

ヒトコブラクダとの接触は感染のリスクがあることから、可能な限り避けましょう。

ラクダの未殺菌乳や生肉はキケンです!

- ・殺菌状況が不明なラクダミルク
- ・ラクダミルクを使ったアイスクリーム
- ・加熱が不十分なラクダ肉

これらは摂取しないようにしましょう。

詳しくは

検査所ホームページ FORTH MERS

厚生労働省 検査所

海外に渡航される方へ

「チクングニア熱」が流行しています!

欧州、中国(広東省仏山市)など複数の国で、チクングニア熱が発生しています。

渡航中は、蚊に注意してください!

蚊に刺されることで感染します

渡航中は、長袖、長ズボンを着用し、定期的に虫除けスプレー等を使用し、蚊に刺されないようにしましょう!

発熱、関節痛、発疹などが主な症状です

渡航中に上記の症状が現れたときは、自己判断で解熱剤を服用したりせず、すぐに医療機関を受診してください。

検査所ホームページ FORTH
https://www.forth.go.jp/index.html

FORTH チクングニア熱

厚生労働省